

# 第 57 回 金沢市都市計画審議会議事録

## 1. 日時

平成 20 年 5 月 29 日（木）16:00～16:30

## 2. 場所

金沢市役所 7 階 第 1 委員会室

## 3. 出席委員

### ①学識経験者

朝倉 忍	金沢市農業委員会会長
池本 良子	金沢大学教授
今村 良栄	石川県消費生活支援センター所長
坂本 英之	金沢美術工芸大学教授
高山 純一	金沢大学大学院教授
西盛 祐吉郎	金沢商工会議所常務理事
馬場先 恵子	金沢学院大学准教授
半田 隆彦	金沢経済同友会都市活性化委員長
森 俊偉	金沢工業大学教授

### ②市議会議員

増江 啓	金沢市議会副議長
黒沢 和規	金沢市議会総務常任委員長
宮崎 雅人	金沢市議会都市整備常任委員長

### ③関係行政機関

植田 剛史	石川県土木部長（代理）
勝山 達郎	石川県農林水産部長（代理）
土田 正人	石川県警察本部交通部長（代理）
蓮見 有俊	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理）

### ④市民

高田 千恵子	金沢市校下婦人会連絡協議会長
平田 博	金沢市町会連合会長

○司会

定刻となりましたので、只今より、第 57 回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日の審議会では計画案件 2 件について、ご審議いただく予定となっております。どうか十分にご審議をお願い申し上げます。議事に先立ちまして金沢市都市整備局長 坂戸より一言、挨拶申し上げます。

○局長

都市整備局長の坂戸でございます。本日は委員の皆様には、この度の委員委嘱を快くお引き受けいただき、また大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。日頃から本市の市政全般にわたりまして、ご支援ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしましてお礼申し上げます。

この都市計画審議会におかれましては、都市計画決定に関する調査審議のほか、都市計画に関連のある重要事項についてご審議をいただいているところでございます。

委員の皆様には、それぞれの知識とご経験の中から、様々な角度でご議論いただきまして、今後の金沢市のまちづくりを計画的に進めてまいりたいと考えております。

本日の案件は計画案件 2 件でございますが、今年度は本日を含めまして 5 回程度の審議会を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。以上簡単ではございますが、審議会に先立ちましてご挨拶とさせていただきます。

○司会

今回は委員の皆様方の 2 年間の任期が終了したということで、委員の継続委嘱を行わせていただきました。また、異動により新たに委員として就任された方もいらっしゃいますので、まず新たに就任されました委員をご紹介します。

金沢市議会 総務常任委員長長の黒沢和規委員でございます。

金沢市議会 都市整備常任委員長長の宮崎雅人委員でございます。

石川県土木部長の植田剛史委員でございます。本日はご都合により代理の方の出席となっております。

石川県警察本部交通部長の土田正人委員でございます。本日はご都合により代理の方の出席となっております。

金沢市町会連合会長の平田博委員でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○司会

本日は委員委嘱後最初の審議会ですので、委員の皆様方は新規もしくは継続ということで、規則上、会長が空席となっております。そこで新たに会長を選出する必要があるのですが、金沢市都市計画審議会条例第 4 条第 1 項の規定によりまして、会長は学識経験を有する委員の中から互選することになっております。これまでの経緯から、引き続き森委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議無し)

○司会

ありがとうございます。異議無しとのことですので、引き続き森委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは、金沢市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、森会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

会長よろしくお願いたします。

●会長

ただいま選出いただきました森です。金沢市の都市計画審議会委員は3期目になりますが、これまでと同様、事務局ならびに委員の皆様の協力のもと審議会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります前に、まず、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定では、会長の職務を代理する者をあらかじめ会長が指名することになっておりますので、引き続き高山委員をお願いしたいと思っておりますが、高山委員よろしいでしょうか。

●高山委員

はい、承知しました。

●会長

お引き受け頂きありがとうございます。引き続きまして、事務局の報告によりますと、只今委員20名の内18名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定によりまして本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。今村委員、高田委員をお願いいたします。お二人にはどうぞよろしく願いいたします。

●会長

それでは、審議に入りたいと思っております。まず、「議案第276号 金沢都市計画 地区計画の決定（金沢港東部工業用地地区）」について事務局から説明願います。

○事務局

議案第276号 金沢都市計画 金沢港東部工業用地地区 地区計画の決定についてご説明します。お手元の議案書、2ページから5ページに図面等が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

議案書4ページの位置図をご覧下さい。こちらが臨港線です。こちらが北安江栗崎線です。こちらが大浜御供田線です。こちらが大野川です。こちらが弓取川です。図面中央の赤で囲まれた地区が本案件の金沢港東部工業用地地区であります。本案件は、石川県土地開発公社の開発により、基盤整備を行うもので、規模は約12.1ヘクタールです。地区計画を定めることにより、周辺環境と調和し、港の機能性を活かした魅力ある工業地の形成を目標に、適正な土地利用を誘導するものです。なお、土地利用の基本となる地域地区は工業専用地域と市街化調整区域にまたがる区域となります。市の開発指導基準により、1ヘクタールを超える開発行為については地区計画を義務づけることとなっておりますので、本案件について地区計画を導入することとなります。

議案書5ページの計画図をご覧下さい。こちらが臨港線、北安江栗崎線、大浜御供田線、大野川及び弓取川に囲まれたこちらが地区計画区域となります。こちらは開発するところの土地利用図となります。こちらが開発区域です。こちらが工業用地となります。こちらが公園となります。こちらが道路となります。そして赤で囲まれたこちらが地区計画の区域となります。こちらが現況写真となります。上の写真は区域の南西側、大浜御供田線の金沢港大橋の上から撮ったもので、下の写真はこの区域の北東側、北安江栗崎線から撮ったものであります。

議案書3ページをご覧下さい。地区整備計画についてご説明いたします。まず、用途の制限の項目ですが、建築基準法別表第2(を)項各号の建築を制限します。例としまして、住宅、共同住宅、老人ホーム、学校、病院、ボーリング場、ホテル、旅館、勝馬投

票券発売所、劇場、映画館、キャバレー、マージャン屋、ぱちんこ屋などを制限します。敷地面積の最低限度につきましては1,000㎡とします。壁面の位置の制限ですが、道路境界線までの距離を2m以上、隣地、公園、河川等の境界線までの距離を1m以上とします。続いて形態又は意匠の制限の項目ですが、広告物につきましては、自己用とし、屋上及び屋根面に設置しないこととします。また、独立広告物は表示面を含め、壁面後退部分には設置しないこととします。ただし、地盤面からの最低高さを3m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1m以内のものを除きます。最後に垣又はさくの構造の制限ですが、道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣、植栽又は透過性のあるフェンスとします。また、レンガ、タイル、ブロック、石等を組み合わせる場合は、これらの高さは0.6m以下とします。なお、平成20年5月1日から同年5月15日まで2週間公衆の縦覧の用に供しましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

●A委員

区画の赤い枠線ですが、大野川や大浜御供田線の一部が除外されていますが、外したのは特別何か理由があるのでしょうか。

○事務局

大野川の部分につきましては、河川改修の予定がございますので、予めこの部分の用地を外しておいたというのがまず一点でございます。大浜御供田線の部分につきましても、交差点の道路スペースは工業用地からは外してございます。

●A委員

わかりました。

●会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは特にご意見もないようですので、本案件どおりとして答申します。

(異議なし)

●会長

それでは、「議案第275号 金沢都市計画 公園の変更(四十万公園)」について事務局から説明願います。

○事務局

議案第275号 都市計画公園 3・3・18号 四十万公園の変更について説明致します。お手元の議案書、6ページから8ページに計画書と図面が添付してございますので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

まず、位置についてです。こちらが山側環状。こちらが有松四十万線。そして、こちらが今回追加する四十万公園です。こちらが区域図です。緑色が既存の街区公園です。図面中央の赤色で塗りつぶされたところが四十万公園です。

こちらは山側環状側から撮影した現況写真です。赤く囲まれた箇所が公園予定地です。金沢大学四十万農場跡地 4.3haのうち、おおよそ半分の 2.2ha が公園になる予定です。

こちらは公園配置図です。図の円は現在の近隣公園の誘致距離 500mを表しています。赤色の四十万公園の周辺の地区には近隣公園がなく、緑の基本計画においても、近隣公園が必要な地区とされていることから、他の公園とのバランスを勘案し、この場所に近隣公園を配置します。

こちらは公園のイメージ図です。赤色で囲まれた範囲が四十万公園予定地です。四十万公園は、近隣住区である四十万校下や額校下の住民に憩いや軽運動の場と提供するとともに、災害時の避難地としての防災機能を併せ持つ公園として計画するものです。また、当該公園は、西側および南東側の 2 方向で市道に面し、外周の 1 / 4 以上が接道していることから、公園の設置基準を満たしています。公園の位置関係については、まちづくり協議会で議論のうえ、農場跡地の西側に配置することになりました。

なお、平成 20 年 5 月 12 日から 26 日まで 2 週間公衆の縦覧の用に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。

●会長

それでは、ただいま説明がありました内容について、質問とか、意見がありましたらお願いしたいと思います。

●B 委員

近隣公園ということで規模も大きいと思いますが、テニスコート等の様々な施設が予定されていますけれど、車の利用は想定されているのでしょうか。

○事務局

近隣公園の誘致距離は 500m の範囲内となっていますが、車で来て利用される方もいらっしゃるということで、ある程度の駐車スペースは必要であろうということで、まだ計画段階ですが、イメージ図にも配置してございます。

●C 委員

用地取得はまだ済んではないのでしょうか。

○事務局

金沢市土地開発公社の方で用地取得を進めることになってございます。

●C 委員

ということは、いずれ市で買い戻しをするということですね。

○事務局

仰るとおりでございます。

●C 委員

四十万農場の半分は市が取得して、残り半分は民間に売却して住宅団地にするという話もあると聞いていますが、その辺の兼ね合いをどう考えておられるのかということと、あと公園の計画内容はまだ概略とのことですが、テニスコート等の配置について、地域住民の方との話は済んでおられるのでしょうか。

○事務局

まず一点目ですが、東側半分の敷地は今も北陸財務局が国有財産として保有してございますが、ここの用途地域は第一種低層住居専用地域ですので、周辺との良好な環境を維持するのが当然の土地利用になってこようかと思えますし、一般競争入札という形で適正な土地利用の条件を付した上での売却を行うというふうにお聞きしてございます。それから、公園の使われ方につきましては地域の方から様々なご要望をいただいておりますので、地域のご意見を反映しながら具体的に計画を練っていく、地域の方々にもご理解・ご参加いただいで進めていく形になろうかと考えてございます。

●会長

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、幾つかの意見が出たかと思いますが、今後の事業を進めていく上で参考意見として取り扱って頂いて、本案件通り答申として進めていきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

●会長

それでは、続きまして、前回までに審議いただきました計画案件について諸手続きがなされておりますので、事務局から報告を受けたいと思えます。

○事務局

案件結果報告を申し上げます。議案書の最後になります。9ページをお開きください。石川県決定としまして、平成20年2月26日開催の第56回都市計画審議会付議されました、議案第271号「道路の変更(本町玉川町線)」につきましては、平成20年4月11日付けで石川県告示番号239号として、また議案番号第263号「都市計画区域の変更(大野町新町、栗崎町4丁目地区)」議案番号第264号「市街化区域及び市街化調整区域の変更(大野町新町、栗崎町4丁目地区)」議案番号第268号「臨港地区の変更(大浜地区、北地区)」につきましては平成20年5月16日付けで石川県告示番号第295号として決定告示がなされております。また金沢市決定としまして、議案番号第269号「用途地域の変更(太陽が丘地区)」議案番号第270号「地区計画の決定(太陽が丘東部地区)」につきましては平成20年3月21日付けで金沢市告示番号第44号として、議案番号第265号ならびに266号「道路の変更(西金沢駅通り線、松島西金沢線、西金沢駅前広場線)」議案番号第267号ならびに272号「公園の変更(西金沢2丁目公園、問屋町3丁目公園、問屋町第2児童公園、三口町第1児童公園)」につきましては平成20年3月21日付けで金沢市告示番号第45号として、議案番号第269号「用途地域の変更(大野町新町、栗崎町4丁目地区)」につきましては平成20年5月16日付けで金沢市告示番号第134号として決定告示がなされたことをご報告いたします。

●会長

それでは、次第にあります都市計画マスタープランの見直し作業の経過報告について、事務局より説明願います。

○事務局

報告案件 金沢都市計画マスタープランの見直しについてご報告いたします。お手元に、A3用紙1枚の、概要を示しました資料をお配りさせていただきましたので、こちらのスクリーンと併せてご覧下さい。

現在、金沢市都市計画マスタープランの見直しを行っております。この金沢市都市計画マスタープランですが、20年先を目標に、都市の将来像や土地利用の方向性、都市施設の配置方針など都市計画に関する基本的な方針を示すものでございます。

現在の金沢市都市計画マスタープランですが、平成10年に策定されて以来、10年近くが経とうとしております。そこで、この間の社会経済情勢などの変化を踏まえ、昨年度、今年度の2カ年かけまして、全面的な改定を行うものでございます。

マスタープランの構成ですが、都市全体の土地利用などのあり方を示します全体構想と、地域ごとの市街地像などを示します地域別構想から構成されております。策定のスケジュールですが、昨年度は全体構想につきまして、市民アンケートの実施のほか、策定委員会を開催しながら、検討を進めてまいりました。今年度は主に地域別構想に関しまして、地区毎の説明会、策定委員会の開催、パブリックコメントなどを実施しながら金沢市都市計画マスタープラン（案）を作成いたします。その上で、今年度11月の都市計画審議会において計画原案を、そして、来年2月の都市計画審議会にて計画案を、付議させていただきたいと考えております。

以上、金沢市都市計画マスタープランの見直しにつきまして、ご報告させていただきました。

#### ●会長

報告ということですが、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### ●B委員

マスタープランの策定にあたっては、できるだけ市民の意見を聴く、住民参加の機会をより多く増やすということがあります。よく行われていますのが、アンケートや住民説明会といったものですが、金沢市の場合ですと、平成10年の策定の時にはもうちょっと住民参加ができる機会があったら良かったのになという段階であったと思います。そういった中で、今回のマスタープラン見直しにおいて、より住民参加の機会を増やす工夫をしているということがありましたら、教えていただきたいと思います。

#### ○事務局

マスタープランの見直しにあたっては、地域の方のお声を聴くことが一番大事なことです。地域の実情が10年前とどう変わっているのか、アンケートを採らせていただいております。あとマスタープラン策定委員会では、公募委員として2名の市民の方に参加していただいております。アンケートにつきましても、アットランダムではあるけれども年齢層が偏らないよう配慮をして調査させていただいたところですし、折々の委員会の内容につきましても、ホームページで公開させていただいている状況でございます。

#### ●会長

ほかはいかがでしょうか。それでは、見直し作業ということですので、この通り進めていただきたいと思います。

#### ●会長

それでは、本日諮問のありました2案件については滞りなく審議が終了したかと思えます。あと委員の皆様から、今日の審議の中で何かご要望やご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、以上を持ちまして都市計画審議会の議事を終了させていただきます。

○司会

本日は、ご審議いただきありがとうございました。審議いただいた案件については、手続きを進めさせていただきます。また、委員の皆様方からいただいたご意見については、今後の都市計画行政を進める上で参考にさせていただきたいと思っております。

なお、次回の都市計画審議会は8月下旬に予定しております。お忙しいこととは存じますがご出席の程よろしくお願いいたします。